



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料
配布日時

令和6年1月24日

■同時発表先：中国地方建設記者クラブ

「中国ブロック発注者協議会」を開催します

中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とした「中国ブロック発注者協議会」を下記のとおり開催します。

○開催概要

日 時：令和6年1月29日（月）15：00～16：30
場 所：広島合同庁舎1号館5階1号会議室（※Web併用）

○中国地域の公共工事の発注機関【25機関】が出席予定

【幹事長挨拶】中国地方整備局 企画部長（※傍聴及び撮影可能）

【議 事】

1. 3ヶ年（R3～R5）の取組指標に対する達成状況について
2. 発注者協議会における次期3ヶ年（R6～R8）の指標設定について
3. 連絡事項

※取材について：

意見交換を主に行うため、会議の傍聴及び撮影は、議事の始まるまでとさせていただきます。

なお、会議終了後に会場において取材対応をさせていただきます。

※中国ブロック発注者協議会とは国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、公共工事を発注する機関が参画しています。

【問い合わせ先】

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

| | | | | |
|-----|--------|-------------|-------------|----------|
| 企画部 | 技術管理課長 | やまむら 山 村 | よしはる 嘉 治 | （内線3311） |
| 企画部 | 課長補佐 | かわもと 川 本 | あきら 暁 | （内線3316） |

平成20年10月9日(木) 中国ブロック発注者協議会を設立

中国ブロック発注者協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(平成17年8月26日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、設置されたものであり、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける**公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的**としている。

◇中国ブロック発注者協議会

①国の地方支分局

中国四国管区警察局、中国財務局、広島国税局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局、中国運輸局、大阪航空局、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所、中国四国防衛局、水産庁、広島高等裁判所

②地方公共団体(各県については農政・土木の両部局)、

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市、広島市、鳥取市、松江市、倉敷市、三原市、山口市

③特殊法人等の支社等

西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、国立研究開発法人人形峠環境技術センター、広島高速道路公社、日本下水道事業団



◇各地域発注者協議会

・国の出先機関 ・県、市町村

◇協議会の主な活動内容

- 発注者間の情報交換
- 発注関係事務の実施状況の把握
- 課題への対応等の情報交換
- 自治体等への支援 など



公共工事の品質確保の促進に寄与

令和元年度中国ブロック発注者協議会(幹事会)の状況(※今年度は、WEB併用)



第26回中国ブロック発注者協議会の概要

背景・目的

- 令和元年6月に品確法が改正(令和元年6月14日公布・施行)され、法第22条により、令和2年1月30日に発注関係事務の運用に関する指針(以降「運用指針」。)を国が改定し、新しい運用指針を実現するために、新たな指標を設けることとなり、令和2年度に発注者協議会において令和3年度から令和5年度の指標を設定した。
- 令和5年度は、発注者協議会で定めた「3ヶ年(R3~R5)指標」の最終年にあたる。
- 各指標における3ヶ年(R3~R5)の達成度や働き方改革の推進及び生産性向上に向けた次期3ヶ年(R6~R8)の指標を検討する。

協議会で検討する事項

- 3ヶ年(R3~R5)における達成度の状況を確認し、運用指針の項目から働き方改革や生産性向上に向けた次期3ヶ年(R6~R8)の指標について検討する。

【参考】指標の構造

